

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器一式 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

三菱 HC キャピタル株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステムに係るサーバ機器一式は、令和 2 年 1 月に実施した機種更新により三菱 HC キャピタル株式会社と令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで長期継続契約にて機器保守を含めたリース契約を結んでいるが、間もなくリース期限満了を迎える。

しかしながら、次期機種更新は地方公共団体情報システム機構が定める機器仕様の更改時期の関係から令和 8 年 1 月の予定となっており、リース期間満了後も、業務継続のために現行機器の使用が必須であり、その期間を延長することについて業務上の必要があるため、相当と認められる期間（借入期間：令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）に限って賃貸借契約の継続を行うものである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06 - 4305 - 7345）